

2012年5月10日
(平成24年)

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

市税に関する証明・閲覧業務に係る個人情報を目的外に提供すること
及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2012年4月25日付けで諮問（第501号）された市税に関する証明・閲覧
業務に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人
通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供
する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次
のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

神奈川県藤沢警察署司法警察員より、刑事訴訟法第197条第2項に基づき
捜査のため、市民税課で保有する「固定資産（土地・家屋）証明等申請書」及
び添付書類として「委任状」の照会がなされた。

刑事訴訟法第197条第2項の規定は目的外のために提供しなければならない
ことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられてい
る場合に該当するため、神奈川県藤沢警察署司法警察員に「固定資産（土地・

家屋) 証明等申請書」及び「委任状」の情報を目的外に提供することについて、条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

ア 目的外に提供する個人情報

(ア) 固定資産(土地・家屋)証明書等申請書

- a 証明書交付申請人の住所・氏名・生年月日・電話番号
- b 土地と家屋の所有者の氏名・生年月日
- c 土地と家屋の所在地

(イ) 委任状

- a 代理人の住所・氏名
- b 所有者の住所・氏名・土地の所在地

イ 目的外に提供する相手方

神奈川県藤沢警察署司法警察員

ウ 目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第197条第2項

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第197条第2項に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項は「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県藤沢警察署司法警察員によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。また、捜査の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について神奈川県藤沢警察署司法警察員に問い合わせたところ、「捜査の詳細については回答できないが、当署において捜査中の詐欺未遂事件の被疑者が犯行時に使用した所有権移転登記に伴う添付書類の中に平成23年12月20日に交付した評価証明書が含まれていることから、その評価証明書を入手するために市民税課に提出した『固定資産(土地・家屋)評価証明等申請書』及び添付書類として提出された『委任状』を確認し、犯行の裏づけを行う必要がある。」とのことであった。

本件の目的外に提供する個人情報は、固定資産評価証明書の交付に関す

る事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と照会の趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

本件の目的外提供は、捜査のために行うものであり、照会対象者である「固定資産（土地・家屋）証明等申請書」の交付申請者及び不動産所有者は、現段階では、犯行に関与している可能性があるため、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認した。

以上から本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

(4) 提出資料

ア 捜査関係事項照会書

イ 固定資産（土地・家屋）証明交付申請書

ウ 委任状

エ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県藤沢警察署司法警察員によって行われるものであり、本件照会の具体的必要性については、「捜査の詳細については回答できないが、当署において捜査中の詐欺未遂事件の被疑者が犯行時に使用した所有権移転登記に伴う添付書類の中に平成23年12月20日に交付した評価証明書が含まれていることから、その評価証明書を入手するために市民税課に提出した『固定資産（土地・家屋）評価証明等申請書』及び添付書類として提出された『委任状』を確認し、犯行の裏づけを行う必要がある。」とのことである。

また、実施機関では、当該情報が固定資産評価証明の交付に関する事務に係る個人情報で、本件事案の捜査に必要であることを確認しており、他の代替手段が想定し難いものであるとしている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめ

めその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、実施機関では、本件の目的外提供は捜査のために行うものであり、照会対象者である「固定資産（土地・家屋）証明等申請書」の交付申請者及び不動産所有者は、現段階では、犯行に関与している可能性があるため、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認している。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上